

群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を廃止する条例

平成 19 年 7 月 1 日

条例第 26 号

群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 19 年群馬県後期高齢者医療広域連合条例第 12 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に廃止前の群馬県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例により公務災害補償について請求する権利を有する者に係る公務災害の請求並びに当該請求に係る認定及び支給については、なお従前の例による。

（群馬県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 群馬県後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 19 年群馬県後期高齢者医療広域連合条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表の公務災害補償等認定委員会委員の項及び公務災害補償等審査会委員の項を削る。